

甲府市市民後見人養成研修 受講者募集!!

昨今、認知症や知的障がい等により支援を必要としている人が年々増えているなか市民後見人活動が注目されています。認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない方が住み慣れた地域で尊厳をもって生活できるように支援することが市民後見人としての活動です。

どなたでも市民後見人養成研修を受講し、必要な知識を身につけることで市民後見人として活動することができます。

まずは、オリエンテーションから受講してみませんか。

申込先は裏面を確認
してください。

○オリエンテーション

開催日	内 容
8月23日（金） 10:00～12:00 市役所9階会議室（9-2）	甲府市の成年後見制度の取り組みについて 市民後見人活動について

市民後見人養成基礎研修

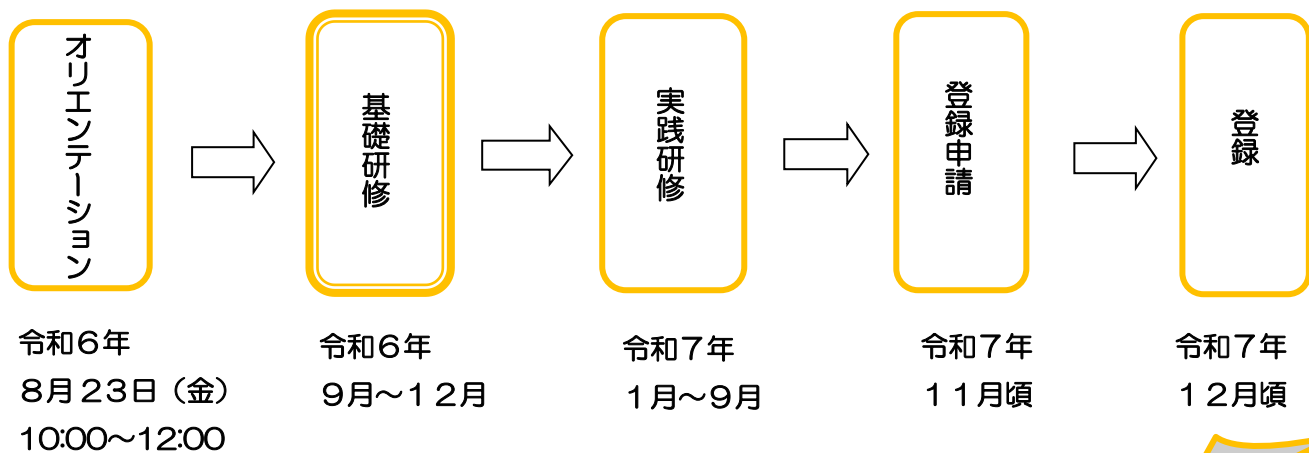
※基礎研修は、山梨県社会福祉士会が実施するやまなし市民後見人養成基礎講座を受講していただきます。

○令和6年やまなし市民後見人養成基礎講座 山梨県社会福祉士会実施（山梨県委託事業）

開催日	時間	内 容
9月14日（土）	13:00～17:00	開講式・成年後見制度と市民後見人概論
9月28日（土）	13:00～16:30	医療制度と障がい（知的）の理解
10月 5日（土）	13:00～16:30	高齢と認知症の理解
10月12日（土）	13:00～16:30	様々な関連制度と精神保健の理解
11月 2日（土）	13:00～16:30	法律知識の基礎と対人援助の方法
11月23日（土）	13:00～16:30	消費者保護と意思決定支援
12月14日（土）	13:00～17:00	本人を支える権利擁護支援の仕組み・修了式

※会場等詳細は8月23日（金）のオリエンテーションにてお知らせいたします。

○市民後見人活動までのスケジュール



☆成年後見制度とは

認知症、知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分なため、自分自身で財産管理や契約などの法律行為を行うことが難しい場合に、家庭裁判所が適任と思われる成年後見人等を選任し、本人を保護・支援する制度です。

☆市民後見人とは

弁護士や司法書士、社会福祉士などの資格をもたない、親族以外の市民による成年後見人等です。

★オリエンテーション 募集期間 令和6年7月3日(水)から8月20日(火)まで

お申し込み・お問い合わせ先

- ・甲府市役所 福祉部 福祉支援室 長寿介護課 高齢者支援係
電話：055-237-5613 (平日：8:30~17:15)
- ・甲府市社会福祉協議会 福祉後見サポートセンターこうふ
電話：055-225-2120 (平日：8:30~17:15)